

前橋市立第七中学校

いじめ防止基本方針



基本的な考え方

まず、いじめはどの学校にも、どのクラスにも起こりうるという考え方を基本とし、「未然防止」「早期発見」「早期解決」のための基本方針を策定した。

この基本方針は、本校生徒が、人間関係のこじれ等の理由で、心理的、物理的な攻撃を受け、深刻な苦痛を感じるような事態に追い込まれることのないよう定めるものであるが、この中で「教師」「生徒」「保護者」「地域」の役割を明確にし、それぞれがやるべきことと、連携のあり方について明らかにし、いじめ撲滅のための施策を効果的かつ継続的に推進するための礎とする。

I いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

また、いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を常に念頭に置き、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないために、本校では全ての教職員が日常から生徒一人一人に気を配りしっかり見守り、小さなサインも見逃さないよう努めます。

学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

また本校は、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう、家庭や関係機関との連携を図ります。

II いじめ防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取り組み

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等未然防止に取り組むことが最も重要であると考えます。そのためには、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要があります。また、主体的な活動を通して、自分自身を価値ある存在と認め大切に思う「自尊感情」を感じ取る「心の居場所づくり」に努めます。

○生徒がわかった、参加できた、楽しいと思える授業を目指し、教職員が授業改善に努めます。

○いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。

○命や人権を尊重し、豊かな人間性を育てるために、すべての教育活動を通じた道徳教育や人権教育、読書活動・体験活動等の充実を図ります。

○生徒が主体的に行ういじめ防止に資する生徒会活動を推進します。

○地域行事、公民館事業等への参加等を通して、保護者、地域との連携を深め、地域で生徒を見守っていただきながら、地域にとっても中学生が力になりうる体制づくりに努めます。

○生徒一人一人を見守り、少しの変化も見逃さないために、生徒と関わる時間を多くとるように努めます。

(2) いじめの早期発見の取り組み

○いじめを早期発見するために、生徒に対する定期的なアンケートを実施します。

①生徒対象いじめに関するアンケート調査

②教育相談を通じた聞き取り調査

③ハイパーQJの実施

○日常的に相談窓口として、スクールカウンセラー、スクールアシスタント、オープンドアサポーター、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育コーディネーターを置き、気軽に相談できるよう、保健だよりやスクールカウンセラーだより等で周知します。

○相談・通報のあったいじめ事案は学年、学校で事実を共有し、「いじめ防止対策委員会」「生徒指導部会」「教育相談部会」への報告を必ず行い、早期対応に努めます。

○研修等を通して、教職員の資質向上、共通理解を図り、小さなサインにも気づき見逃さない目を養います。また教職員が生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解できるよう教育相談の考え方や態度を身に付け、日頃から生徒の心に寄り添うことを心がけます。

○学校保健委員会では、スクールカウンセラーを活用した「SOSの出し方教育」に取り組み、生徒がいつでも不安や悩みを打ち明けられる学校風土を醸成します。

(3) いじめの早期解決への取り組み

○いじめの発見・通報を受けた場合は、組織的に速やかに対応します。いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実を確認します。

○いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援といじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。

- いじめを見ていた生徒にも自分の問題としてとらえさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。はやしたてたり、同調したりしている生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会並びに警察署と連携して対応します。

(4) インターネット上のいじめへの対応

インターネットを通して行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル教育を行います。未然防止のために、生徒と保護者に向けて、インターネット情報の危険性に関する講演会等を開催します。

Ⅲ いじめ防止対策のための組織

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置します。また、いじめと疑われる相談・通報があった場合は、会議を緊急開催します。

(2) 「いじめ防止対策委員会」の構成

- 校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・教育相談主任・養護教諭
- ＊検討事項や事案内容に応じて、校長が指名したものが入ります。
- ＊重大事案が生じた場合の調査委員会の設置については、市教育委員会青少年支援センターと協議して校長が任命します。

(3) 委員会の活動内容

- いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめに関する相談・通報への対応・いじめの判断と情報収集
- いじめ事案への対応検討・決定・いじめ事案の報告

Ⅳ 重大事態への対応

(1) 重大事態の判断

- 法第 23 条第 2 項に基づく調査や不登校児童生徒に係る個別の教育支援計画の作成などを通じて、「いじめにより生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があると認識した場合。
- 児童生徒等から学校に申立てがあった場合は、学校いじめ防止対策委員会において組織としていじめ重大事態を判断する。

(2) 重大事態への備え

- 年度初めの職員会議や校内研修等において、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等について理解を深めておく。
- 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト」(文科省)を活用して、教職員で共通理解を図り、いじめの重大事態に対して平時から備える。

Ⅴ その他

(1) 保護者への普及啓発

保護者会等の機会を通じて、いじめの対応における学校への協力を求め「学校いじめ防止基本方針」や相談窓口の周知を図る。

(2) 学校評価の活用

いじめを隠ぺいすることなく、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、「早期発見に向けた取組」と「再発防止に向けた取組」を学校評価項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

具体的な取組（年間スケジュール）

4月	○いじめ防止・撲滅に向けての決意表明 （教師・生徒よりそれぞれ代表）	○生活委員、生徒会本部による挨拶運動 （毎月曜日朝の登校時）
5月	○いじめ防止・撲滅強化月間 （生徒会朝礼、全校朝礼等）	道徳の授業における 互いの人権を尊重した 人間関係の構築
6月	○学年ごとの集団行動訓練による他者への思いやり・協働の学習	
7月	○情報モラル教室 （コミュニケーションツールを「賢く活用する知識・知恵」「ルールを守って使える健全な心」「安全に利用するための危機管理意識」の向上）	
8月	○家庭での「いじめ防止・撲滅の指導」	
9月	○長期休業明けの「SOSの出し方教育」 （学年集会等）	
10月	○最高の「体育大会」をつくろう 認め合い、高め合うことの素晴らしさを体験する クラス・学年の仲間意識と団結力を醸成する	
11月	○最高の「合唱コンクール」をつくろう 認め合い、高め合うことの素晴らしさを体験する クラス・学年の仲間意識と団結力を醸成する	
12月	○人権週間での各種差別に対する学習 ○学校保健委員会 スクールカウンセラーと連携した「SOSの出し方教育」 ○最高の「マラソン大会」をつくろう 認め合い、高め合うことの素晴らしさを体験する クラス・学年の仲間意識と団結力を醸成する	
1月	○いじめ防止・撲滅強化月間 ○3年：受験本格スタート（全員合格を目指して）	
2月	○1・2年：学活・道徳・総合を通してよりよい進路決定のための人格形成 ○いじめ防止・撲滅に向けての振り返り	
3月	○新入生説明会「七中のいじめ防止活動の発表」 ○最高の「卒業式」をつくろう	